

## 体育館等使用料

### 【田沢市民体育館・生保内市民体育館・神代市民体育館】

使用目的	昼間使用料		夜間使用料	
	使用時間3時間 まで	使用時間3時間 を超える1時間 ごとに	使用時間3時間 まで	使用時間3時間 を超える1時間 ごとに
体育のための使用	740 円	70 円	1,050 円	100 円
会議及び集会等の使用	1,580 円	520 円	2,110 円	740 円
興業又はこれに類するもの の使用	10,590 円	3,170 円	15,890 円	3,700 円

### 【田沢交流センター 体育館】

使用目的		基本使用料	追加使用料	備考
体育のために使用	昼間	740 円	70 円	1 基本使用料は、使用時間3時間までとする。 2 昼間は午前8時30分から午後5時までとし、夜間はそれ以外の時間とする。 3 追加使用料は、超過1時間ごとに加算する額である。 4 暖房を使用する期間は、それぞれ30%（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）加算する。 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
	夜間	1,050 円	100 円	
会議及び集会等の 使用	昼間	1,580 円	520 円	
	夜間	2,110 円	740 円	
興業又はこれに類 するものの使用	昼間	10,590 円	3,170 円	
	夜間	15,890 円	3,700 円	

### 【雲然トレーニングセンター】

区分	使用料の額(円)			
	午前9時から 午後5時	午前中のみ	午後のみ	午後5時から 午後10時
興業及びこれに類似する行 為のため使用する場合	31,780 円	10,590 円	21,180 円	42,370 円

### 【勤労青少年ホーム 軽運動室】

午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	摘要
1,580 円	1,900 円	1,900 円	採暖用燃料は、1時間ごとに 200 円とする。

【西木総合健康増進センター(建物施設)・西木林業者等健康増進施設】

区分			使用料の額				
			午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後10時	午後10時 後の時間 1時間につ き
使用者(利 用者)が入 場料を徴 収しないと き	市外の住民や 団体がアマチ ュアスポーツ 文化的行事に 使用する場 合	児童	210円	430円	640円	860円	210円
		生徒					
		学生	430円	860円	1,290円	1,720円	530円
		一般					
	市内外にかかわらず営利を目的として催物に使用する場 合		5,400円	10,800円	16,200円	21,600円	5,400円
使用者(利 用者)が入 場料を徴 収するとき	市外の住民や 団体がアマチ ュアスポーツ 文化的行事に 使用する場 合	児童	310円	640円	1,080円	1,610円	530円
		生徒					
		学生	640円	1,290円	2,160円	3,240円	1,080円
		一般					
		市外の住民 や団体が営 利を目的と しない催物 に使用する 場 合		2,160円	8,640円	10,800円	16,200円
	市内外にか かわらず営 利を目的と して催物に 使用する場 合		10,800円	21,600円	32,400円	43,200円	10,800円
使用有料扱いで暖房、放送 設備使用料		暖房使用料(1時間につ き)		640円		放送設備使用料(1時 間につき)	310円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。

予約先・お問合せ先	
田沢市民体育館 田沢交流センター	田沢出張所:0187-43-1351
生保内市民体育館	田沢湖地域センター総合窓口課: 0187-43-1147
神代市民体育館	就業改善センター:0187-44-2402
雲然トレーニングセンター	角館地域センター総合窓口課: 0187-43-3305
勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム:0187-54-3474
西木総合健康増進センター	桧木内出張所:0187-48-2220
西木林業者等健康増進施設	西木公民館:0187-47-3100